11. With reference to the Agreement:

It is understood that no relief shall be available under the Agreement if the main purpose or one of the main purposes of any person concerned with the creation or assignment of any shares, debt-claims or other rights or properties in respect of which income arises was to take advantage of the Agreement by means of that creation or assignment.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Tokyo this twentieth day of February, 2015 in the Japanese, Arabic and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN:

Shingo Tsuda

FOR THE GOVERNMENT OF THE STATE OF QATAR:

يوسف محمد بلال

告示

○外務省告示第四百二十号

平成二十七年二月二十日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定についてそれぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十七年十一月三十日にドーハで行われた。よって、同協定は、その第二十八条1の規定に従い、平成二十七年十二月三十日に効力を生ずる。

平成二十七年十二月二日　　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百二十一号

平成二十七年二月二十日に東京で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定が署名された際、同協定に関する次の書簡の交換がカタール国政府との間の行われた。

平成二十七年十二月二日　　外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

両政府間で交換された二千九年五月二十一日付の公文により構成された船舶又は航空機を国際運輸に運用することに係る所得に対する二重課税の回避に関する取極は、協定第二十八条2の規定に従つて協定が適用されることとなる所得又は租税について終了し、かつ、効力を失う。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解を貴国政府に代わつて確認される閣下の返簡が、両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十五年二月二十日に東京で

カタール国駐在
日本国特命全権大使　津田慎悟

日本国駐在
カタール国特命全権大使　ユーセフ・ムハンマド・ビラール閣下

（カタール側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、カタール国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十五年二月二十日に東京で

日本国駐在
カタール国特命全権大使　ユーセフ・ムハンマド・ビラール

カタール国駐在
日本国特命全権大使　津田慎悟閣下

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６４号

大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地25棟101号

債務者　奥タオル工業所こと　奥　　衛

1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６５号

大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地25棟101号

債務者　奥　佐久子

1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係